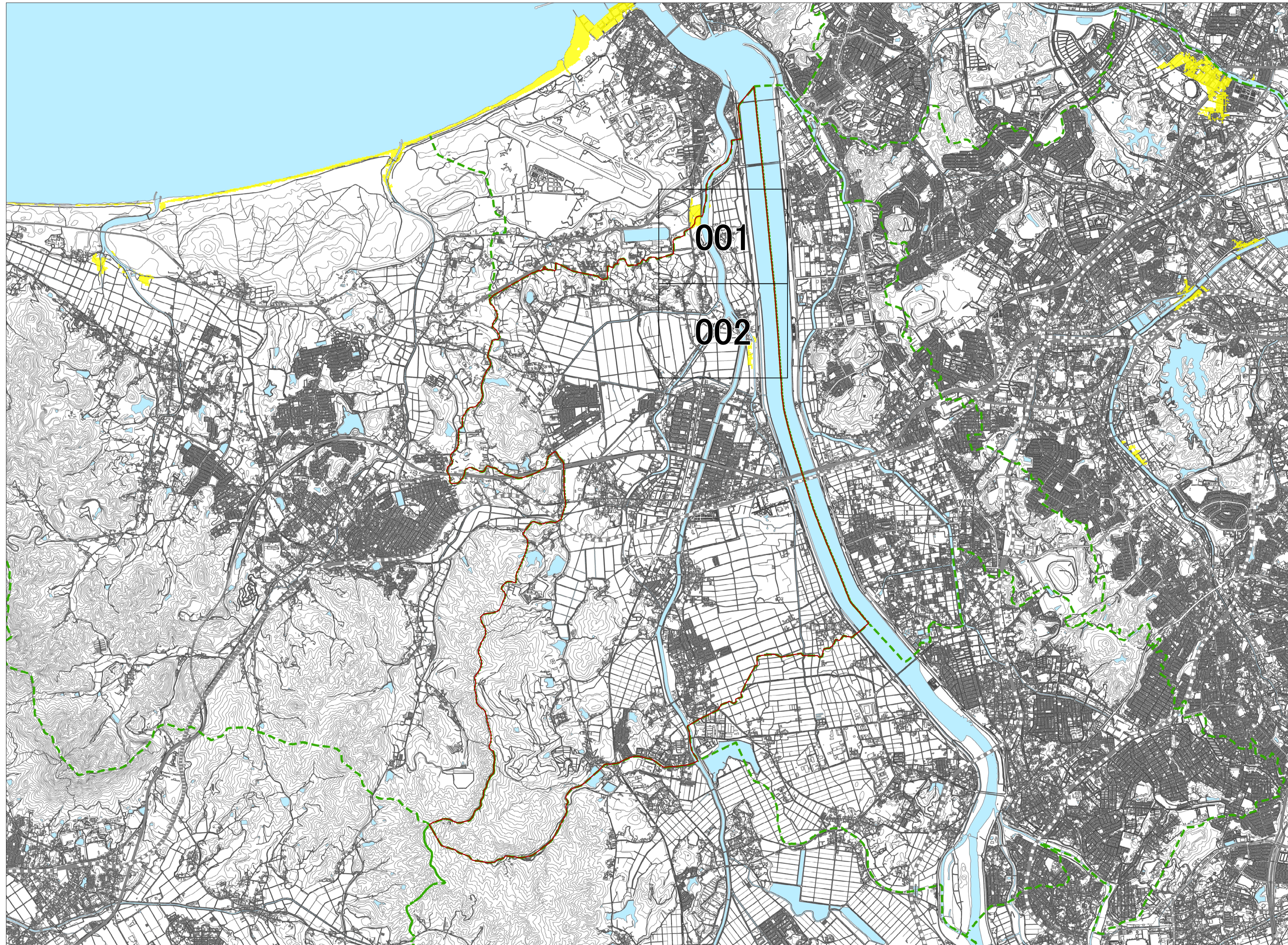
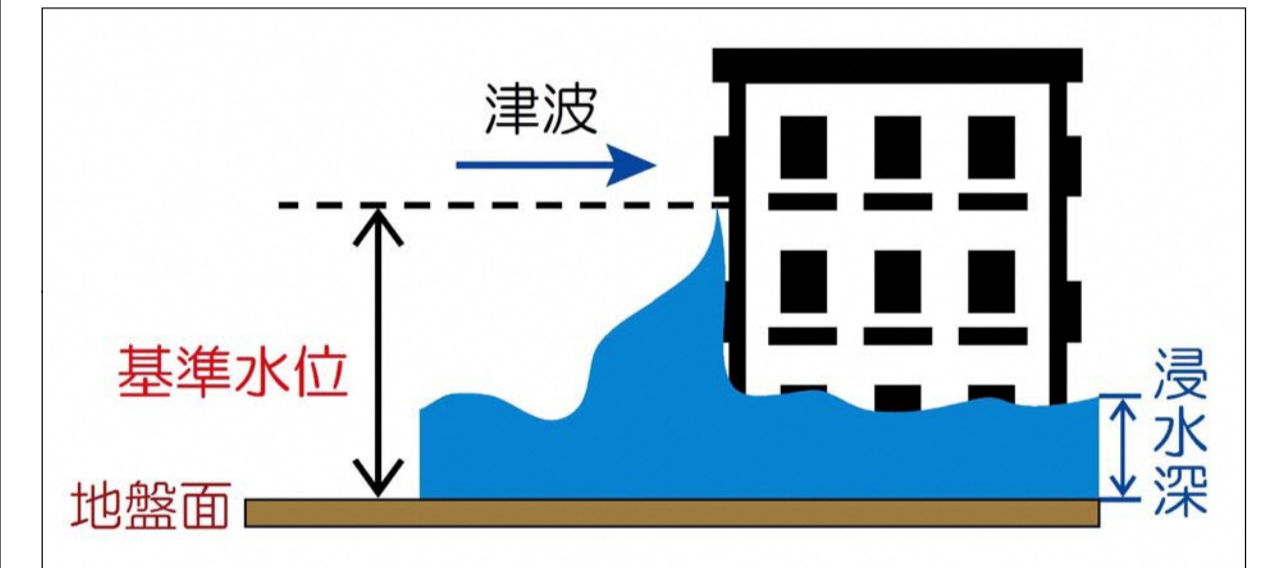


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

- 【津波災害警戒区域】**
 ○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下「法」という))第53条第1項に基づく区域です。
 ○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
【基準水位】
 ○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
 ○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



- 【地形(標高)データ】**
 ○基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度時点の基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変等により、現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
 ○「背景地図」は、航空写真等をもとに、平成23年度から27年度に作成しているため道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平29情使、第1125号)

津波災害警戒区域 位置図



縮尺	告示番号	福岡県告示第302号
	告示年月日	平成30年3月30日
1/25,000	市町村名	遠賀郡遠賀町
	図面番号	